

## 令和6年度宮城くだもの祭り～なし・ぶどう～ 開催要領

### 1 目的

「令和6年度農林産物品評会（果実（なし・ぶどう）部門）」の開催と併せて、宮城県の果樹生産についてPRし、県産果樹の認知度向上・消費拡大を図るため、果樹販売会を実施する。

### 2 主催 宮城県、宮城県園芸協会

### 3 日時 令和6年9月6日（金）午前11時から午後2時まで

### 4 場所 宮城県行政庁舎1階県民ロビー

### 5 実施内容

（1）県民ロビーでなし及びぶどう等の果実及び果実を使用した加工品等の販売

#### ①対象団体等

県内の果樹生産者団体、観光農園、ワイナリー、市町村、農業関係団体等

#### 出展申込みの流れ

園芸推進課から県内の果樹生産者団体、観光農園、ワイナリー、市町村、農業協同組合、県農業改良普及センター宛てに出展依頼をする（HPでも周知）。原則照会時に申込みをした事業者等のみ出展可能とするが、出展状況に空きがあれば随時申込みを受け付ける。また、多数の参加希望がある場合は、調整することがある。

#### 申込方法

出展申込書【様式1】を果樹生産者団体、事業者毎に作成し、**令和6年7月31日（水）まで**に園芸推進課に提出する。市町村、農業協同組合単位での出展を希望する場合は、市町村、農業協同組合名での申込みとする。

#### ②販売品目

県内に主たる事業所を有する事業者等の商品で事前に販売商品として届出した商品に限る。また、販売品目はなし及びぶどう果実、なし及びぶどうを使用した加工食品（酒類含む）等とし、次の要件を満たすこと。

イ 県内で生産又は製造の最終工程が行われたもの。

ロ 冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は、適切に温度管理ができる保冷ケース等を持ち込むこと。（※電源は使用不可）

ハ 酒類については、酒類販売許可を持つ事業者等であれば販売可能とするが、販売に当たっては、仙台北税務署からの酒類に関する臨時販売許可を受けること（庁舎内での**試飲不可・飲酒厳禁**）。

ニ 実施場所での調理行為、火気の使用は厳禁。

ホ 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

#### 食品表示法に関すること

○ 令和4年4月1日から、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合が最も高い原材料の原産地表示が義務付けられています。

（参考）消費者庁ホームページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/country\\_of\\_origin/index.html#business](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business)

- 令和5年4月1日から、遺伝子組換え表示制度が変わりました。(任意表示の変更)  
(参考) 消費者庁ホームページ  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/genetically\\_modified/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/)

**食品衛生法に関すること（令和3年6月1日から全部施行）**

- 令和3年6月1日から、原則、全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められています。
- 令和3年6月1日から、営業届出制度が施行されました。令和6年度宮城くだもの祭りに出展する場合は、一部の届出対象外営業者を除き、事前に『仙台市保健所青葉支所（青葉区役所内）』へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品（包装品）や野菜果物等の販売も届出対象になりますので注意してください。
- (参考) 厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>  
厚生労働省の食品衛生申請等システム  
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

③会場使用料は無料とする。

④使用可能な備品等

使用可能な備品等は、原則として次のとおりとする。

イ 貸出可能な備品（無料）

- ・ 折りたたみテーブル（おおむね横1,800mm×縦450mm×高さ700mm） 1台
- ・ 折りたたみ椅子 2脚

**※貸し出し備品を破損した場合は、実施団体に弁償していただきますので、備品の取り扱いには十分注意すること。**

ロ 持ち込み可能な備品

- ・ 貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品
- ・ パンフレットスタンド（販売スペース内に設置可能なもの）、イーゼル等
- ・ 保冷ケース（電源は使用不可）
- ・ のぼりを使用する場合は1本までとし、ポール及びポールスタンドは各自用意すること。
- ・ 上記以外の備品の持込は認めない。

⑤搬出入の際は県庁舎北側の荷受け場を使用すること（搬入時間は、午前10時30分まで）。車両の混雑が予想されるので、少量の荷物の場合は駐車場から台車で運搬するなど、混雑緩和に努めること。

⑥出展者用の駐車場として、県指定車駐車場（ふるさとビル）を1事業者につき1台まで利用可とする。2台目以降は近隣の有料駐車場を利用すること。

(2) 県内なし及びぶどう産地のPR（日本なし及びぶどう産地マップの配布）

(3) 農業・園芸総合研究所なし及びぶどう研究成果展示

(4) 令和6年度農林産物品評会（果実（なし・ぶどう）部門）の展示

## 6 スケジュール

日程等	手続内容
7月31日（水）まで	出展希望者は園芸推進課に出展申込書【様式1】を提出
8月5日（月）頃	出展決定の連絡と同時に、出展に必要な書類を園芸推進課から出展者窓口へ送付（メール送付）
8月9日（金）頃	「宮城くだもの祭り～なし・ぶどう～実施申請書」【様式2】を園芸推進課に提出
8月30日（金）頃	販売会当日のスケジュール、駐車許可証等を出展者へ送付
9月6日（金）	売上額を園芸推進課に報告【売上報告様式】

※酒類販売が伴う場合は、あらかじめ仙台北税務署から期限付酒類小売業免許を受ける必要があり、それに伴い申請書の提出が**4週間前まで**と早まるので留意すること。

## 7 注意事項

場所・時間	<p>○販売場所は、決められたスペース（机1台）内で行ってください。ポールやパンフレット、イーゼル等は机からはみ出さないように机の前方や脇に設置してください。</p> <p>○実施時間は、原則として準備と後片付けを含めて、午前9時30分から午後3時までとなります。（<b>販売時間は午前11時から午後2時まで</b>）</p>
販売可能な商品	<p>○事前に販売商品として届出した商品に限ります。</p> <p>○臭いの強い商品は極力避け、包装容器等の工夫により販売願います。</p>
食品表示	<p>○食品表示は様々な法律で規制されています。<b>販売する商品の食品表示が適正でない場合は販売ができません</b>のでご注意願います。</p>
搬入／搬出車両駐車場	<p>○搬入・搬出は県庁舎北側の荷受け場をご利用ください。（<b>搬入時間は午前10時30分まで</b>）</p> <p>○車両の駐車場については、<u>1事業者につき1台まで県指定車駐車場に駐車できますが、多数の場合は調整することもあります。</u>荷物搬入後、指定車駐車場に駐車願います。</p> <p>○指定車駐車場の利用可能時間は午前8時から午後4時までです。夜間の駐車が必要な場合は、民間の駐車場を利用してください。</p>
販売方法等	<p>○出展者からも「ポスター」や「のぼり」等により来庁者等に販売を周知するよう取り組んでください。（机からはみ出さないよう注意してください。）</p> <p>○大声での呼び込み行為は行わないでください。</p> <p>○他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮願います。</p> <p>○小銭等のおつりの準備は、各自お願いいたします。</p> <p>○原則として、<u>商品の取り置きは行わないでください。</u>お客様からの強い要望等により、<u>商品を預からざるを得ない場合は、必ず連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行うことを徹底してください。</u>お客様が代金決済後に商品を預け、その日のうちに戻らないケースが散見されますが、<u>県では荷物の預かりは一切行いません。</u></p>
衛生管理	<p>○HACCPに沿った衛生管理を徹底してください。</p> <p>○在庫商品や空き箱等の整理整頓をお願いします。</p>
ゴミ処理	<p>○ゴミは原則持ち帰りです。</p> <p>○販売会終了後は清掃を行ってください。</p>

売上報告	○終了後は指定の様式で売上報告をお願いします。
禁止事項	<p>○包装されていない商品の販売（いわゆる「ハダカ売り」）は行わないでください（包装に適さない果物は除く）。</p> <p>○会場での量り売りや詰め放題での販売は行わないでください。</p> <p>○実施場所での飲食（試飲・試食含む）は行わないでください。</p> <p>○ポスター等を壁面へ貼付しないでください。掲示物は販売台に養生テープで貼ってください。</p> <p>○持ち込み可能備品は、貸出テーブル上に設置する陳列カゴ等の備品及びパンフレットスタンド（販売スペース内に設置可能なもの）、のぼり1本、イーゼル等のみ。それ以外の備品は原則として持ち込みできません。</p>
その他	○テーブル等、県からの貸出備品を破損した場合は、実施団体に弁償していただくこととなりますので、丁寧に使用してください。